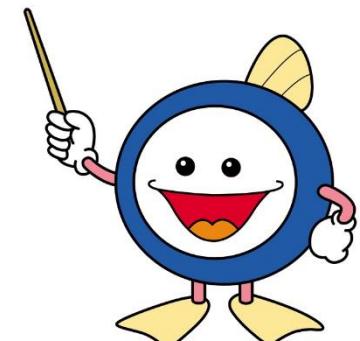


令和6年度第2回小川町下水道事業審議会 資料

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料 の改定について（諮問）

令和6年11月26日(火)

上下水道課 下水道グループ



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

目 次

I 経営戦略による課題の整理

P 3

- (1) 公共下水道事業の課題
- (2) 農業集落排水事業の課題
- (3) 使用料改定の必要性
- (4) まとめ

2 下水道使用料改定の検討

P 9

- (1) 下水道使用料 県内他団体との比較
- (2) 維持管理負担金単価の改定
- (3) 下水道使用料 改定率の算出
- (4) 使用料改定後の他団体比較

3 農業集落排水施設使用料改定の検討

P 13

- (1) 農業集落排水施設使用料 県内他団体との比較
- (2) 使用料体系の比較
- (3) 人数割から従量制に見直した場合のイメージ
- (4) 農業集落排水施設使用料の改定手順
- (5) 農業集落排水施設使用料の改定シミュレーション

4 下水道事業の効果(人々の暮らしがどう変わったか)

P 18

5 今後の予定

P 19

1 経営戦略による課題の整理

(I) 公共下水道事業の課題(現状把握)

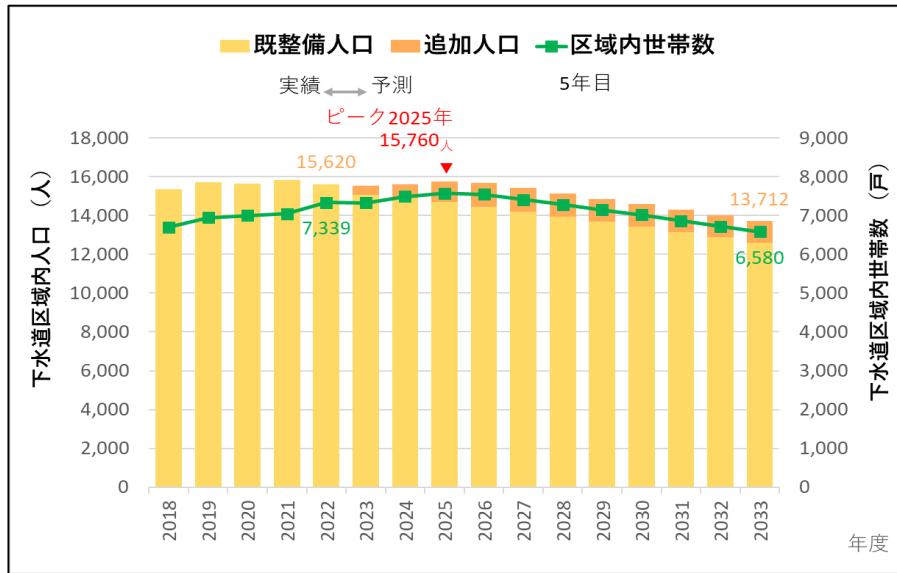
項目	説明	R2	R3	R4	R5
公共下水道整備済区域	令和7年度末の整備完了を目指しています。	467.8 ha	476.4 ha	481.7 ha	487.6 ha
		令和5年度末に、事業計画面積の約97%が整備済となりました。			
区域内人口	公共下水道に接続できる区域にお住いの方	15,624 人	15,832 人	15,620 人	15,695 人
		区域追加工事を行う令和7年度までは、微増する見込みです。			
使用料収入(税抜)	公共下水道事業の根幹となる収入	198,667 千円	202,150 千円	203,145 千円	205,654 千円
		区域が広がっている間は、区域内人口と比例して微増の見込み。			
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標	88.6 %	92.1 %	98.7 %	93.5 %
		事業に必要な費用を使用料で賄えていない状況です。			
一般会計 繰入金	繰出基準に基づくもの(基準内)と、収入不足の補填(基準外)があります。	249,476 千円	208,459 千円	217,176 千円	199,376 千円
		使用料収入とほぼ同額を繰り入れている状況です。			

- 汚水処理費用を使用料収入で賄えていない原価割れの状況にあります。
- 使用料収入とほぼ同額を一般会計から繰入れており、財政的な自立を目指す観点からも繰入金の削減が必要です。

1 経営戦略による課題の整理

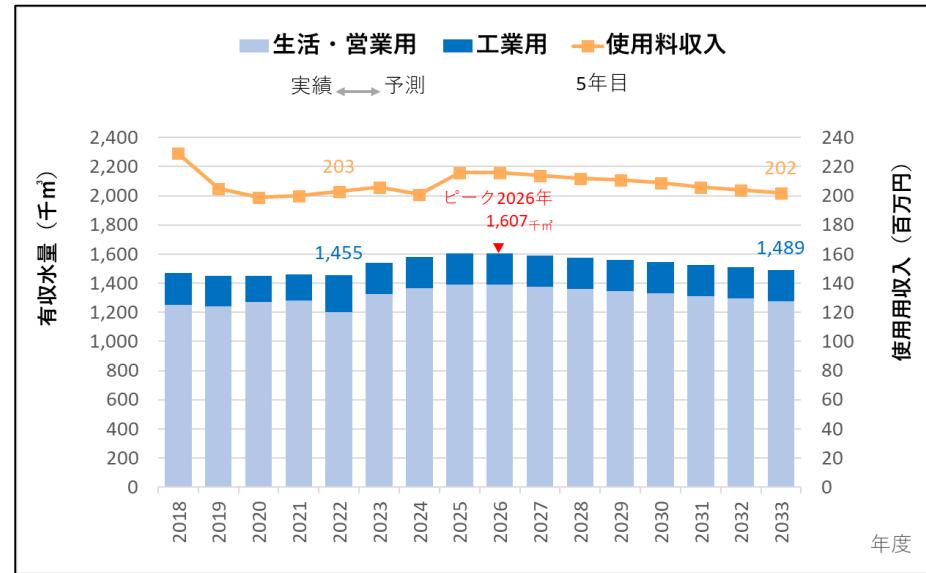
(I) 公共下水道事業の課題(今後の見通し)

下水道区域内人口・世帯数



- 下水道区域の追加整備を行う2025(令和7)年度までは、下水道区域内人口・世帯数ともに増加傾向ですが、**人口減少の影響**により、その後は**減少傾向**に転じる見通しです。
- 10年後の2033(令和15)年度には、下水道区域内人口は13,712人に、世帯数は6,580戸に減少する見通しです。

有収水量・使用料収入



- 有収水量は、下水道区域内世帯数と同様の傾向となりました。
- 使用料収入も同様の動きとなり、10年後の2033(令和15)年度の有収水量は1,489千m³に、**使用料収入**は202百万円に減少する見通しです。

1 経営戦略による課題の整理

(2) 農業集落排水事業の課題（現状把握）

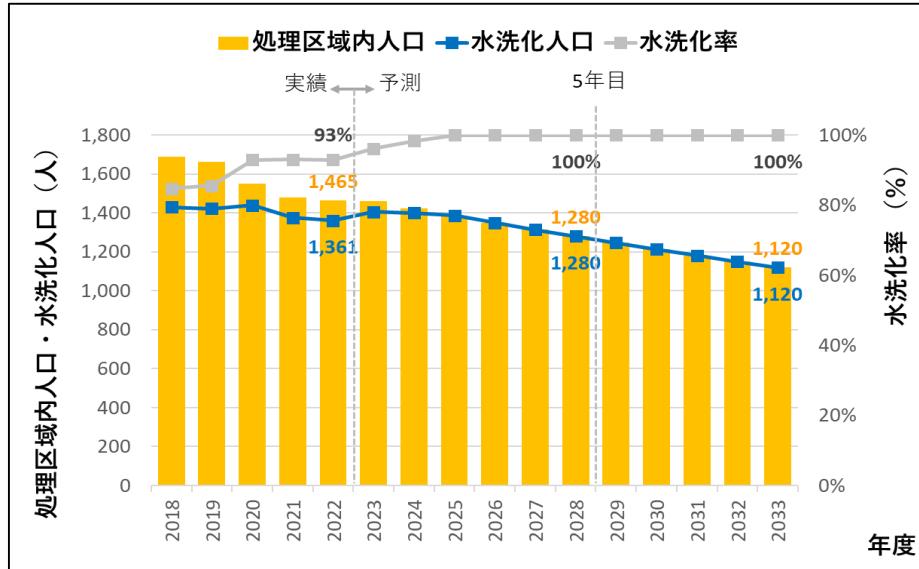
項目	説明	R2	R3	R4	R5
水洗化人口	農業集落排水をご利用いただいている方	1,440 人	1,376 人	1,361 人	1,353 人
		町全体の人口減少に比例して減少しています。			
水洗化戸数	農業集落排水をご利用いただいている世帯	561 戸	519 戸	517 戸	517 戸
		水洗化人口の減少とともに減少しています。			
使用料収入 (税抜)	農業集落排水事業の根幹となる収入	19,447 千円	18,351 千円	18,423 千円	18,279 千円
		水洗化人口及び水洗化戸数に比例して減少しています。			
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標	51.1 %	43.8 %	57.5 %	55.8 %
		100%を大幅に下回っており、使用料で賄えていない状況です。			
一般会計 繰入金	繰出基準に基づくもの(基準内)と、収入不足の補填(基準外)があります。	44,695 千円	54,770 千円	51,402 千円	49,991 千円
		使用料収入の3倍近い額を繰り入れている状況です。			

- 汚水処理費用を使用料収入で賄えていない原価割れの状況にあります。
- 使用料収入を大きく上回る金額を一般会計から繰入れており、財政的な自立を目指す観点からも繰入金の削減が必要です。

1 経営戦略による課題の整理

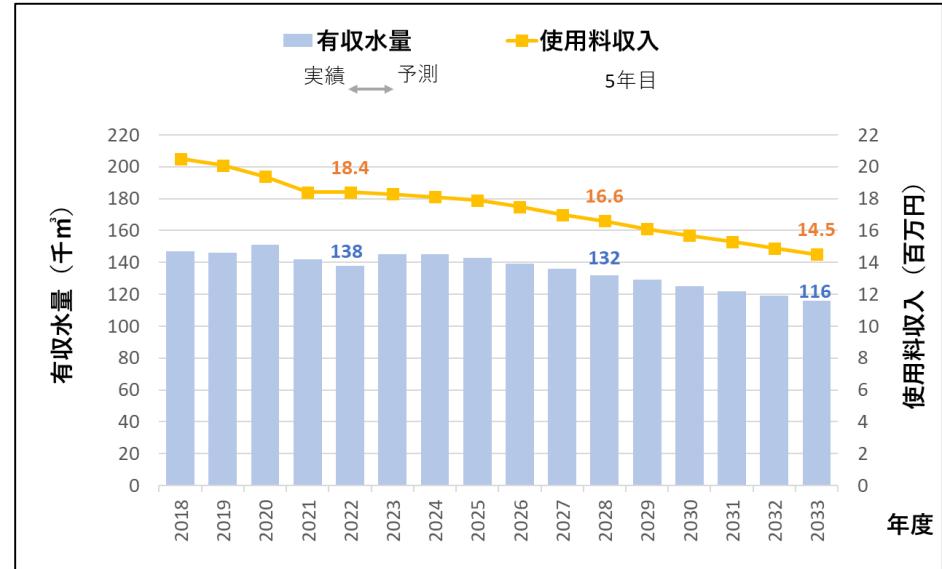
(2) 農業集落排水事業の課題(今後の見通し)

処理区域内人口・水洗化人口



- 処理区域内人口は減少傾向で推移し、水洗化人口は2025(令和7)年度以降は処理区域内人口と同値で推移します。
- 10年後の2033(令和15)年度には、処理区域内人口・水洗化人口ともに1,120人に減少する見通しです。

有収水量・使用料収入



- 有収水量は、水洗化人口と同様の傾向となりました。
- 将来の使用料収入は、緩やかな減少傾向で推移する見通しであり、10年後の2033(令和15)年度は14.5百万円まで減少する見通しです。

1 経営戦略による課題の整理

(3) 使用料改定の必要性

事業	使用料が上がる要素	使用料を下げる取組み
公共下水道 事業	<ul style="list-style-type: none">● 下水道施設(管路、ポンプ等)の老朽化に伴う更新費用の発生● 流域下水道(県)へ支払う汚水処理単価の改定(令和8年度から30%程度値上げ)	<ul style="list-style-type: none">● 将来人口を想定した公共下水道区域の見直し(令和2年度に実施)● 人口規模に見合った施設のダウンサイジング(中継ポンプ場をマンホールポンプへ改築予定)
農業集落排水 事業	<ul style="list-style-type: none">● 人口及び有収水量の減少による使用料収入の減少● 物価(建設資材等)の高騰、光熱水費の増加	<ul style="list-style-type: none">● リスクの許容(耐用年数を経過した施設(管路等)も、点検・修繕のうえ継続して使用していく) →ストックマネジメント実施方針の策定
	<ul style="list-style-type: none">● 基準外繰入(使用料収入の1.5倍)の解消● 汚水処理施設を複数保有	<ul style="list-style-type: none">● 施設の統廃合(奈良梨・上横田地区クリーン施設を新川地区水循環センターに統合し、後年の維持管理費を軽減)
<p>● 公共下水道事業(平成10年度～)、農業集落排水事業(平成9年度～)とも、これまで一度も使用料改定(実質的な値上げ)を行っておりませんでしたが、今後は経営が成り立たない状況です。</p>		

1 経営戦略による課題の整理

(4) まとめ

① 現状の確認

汚水処理費用を使用料収入で賄えておらず、
一般会計繰入金に依存し、財政的に自立できていない状態です。

② 今後の見通し

人口及び有収水量の減少による使用料収入減少、
県へ支払う汚水処理費用の大幅値上げ等に加え、
今後は施設の老朽化対策も必要となります。

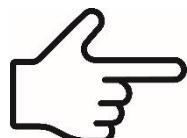
③ 必要な取組方針

経費削減の取組み

施設統合、ダウンサイジング等をはじめ、
様々な視点から経営努力を継続していきます。

収入増加の取組み

一般会計繰入金は削減していく必要があります、
更なる財源確保の取組みが必要です。



使用料改定は避けて通れないと考えます。

2 下水道使用料改定の検討

(I) 下水道使用料 県内他団体との比較

公共下水道使用料一覧表(家庭用20m³/月・税込)【流域別】

流域名	団体名(57)	令和5年度末		維持管理負担金単価
		使用料	平均	
荒川左岸南部	さいたま市	2,459	1,789	36
	上尾市	2,156		
	川口市	1,998		
	蕨市	1,309		
	戸田市	1,023		
荒川左岸北部	熊谷市	2,585	2,178	38
	鴻巣市	2,310		
	行田市	2,035		
	桶川市	1,980		
	北本市	1,980		
荒川右岸	志木市	2,255	1,641	32
	吉見町	2,145		
	入間市	1,815		
	狭山市	1,727		
	富士見市	1,650		
	所沢市	1,639		
	新座市	1,639		
	川越市	1,595		
	川島町	1,540		
	三芳町	1,540		
	ふじみ野市	1,367		
	和光市	1,262		
	朝霞市	1,155		
	横瀬町	3,300		
単独	日高市	2,761	2,404	—
	飯能市	2,706		
	坂戸・鶴ヶ島	2,343		
	羽生市	2,310		
	皆野・長瀬	2,310		
	熊谷市(妻沼)	2,200		
	秩父市	2,151		
	東松山市	2,035		
	毛呂山・越生・鳩山	1,925		

流域名	団体名(57)	令和5年度末		維持管理負担金単価
		使用料	平均	
中川	越谷市	2,574	2,090	40
	白岡市	2,443		
	伊奈町	2,398		
	春日部市	2,376		
	三郷市	2,214		
	松伏町	2,035		
	八潮市	1,980		
	蓮田市	1,980		
	草加市	1,947		
	宮代町	1,883		
古利根川	吉川市	1,870	1,911	82
	杉戸町	1,870		
	幸手市	1,595		
荒川上流	加須市	1,952	2,915	99
	久喜市	1,870		
	深谷市	3,520		
市野川	寄居町	2,310	2,490	87
	滑川町	2,530		
	嵐山町	2,530		
	小川町	2,410		
利根川右岸	美里町	2,563	2,412	83
	本庄市	2,497		
	神川町	2,420		
	上里町	2,167		

57団体平均 2,090

- 維持管理負担金単価とは、各団体が県(流域下水道)へ支払う1m³当たりの汚水処理費用

人口密度の低い流域は、維持管理負担金が高く設定されており、下水道使用料も高めとなっている。

荒川右岸流域と比較すると、
県へ支払う負担金が、
2.7倍

2 下水道使用料改定の検討

(2) 維持管理負担金単価の改定



エネルギー価格の高騰、薬品費や人件費単価の上昇などに対応するため、令和8年度から維持管理負担金単価が改定されることになりました。

※ 町から県へ支払う汚水処理費

改定率	最大 32.2% 増 (87円／m³ → 115円／m³)
流域関係町	滑川町、嵐山町、小川町(3町)
処理人口	約3.9万人

年度末(R7.3)までに県から最終的な改定率が提示される予定です。

2 下水道使用料改定の検討

(3) 下水道使用料 改定率の算出

維持管理負担金の値上げは、下水道使用料の改定に直接影響を及ぼすため、町では、埼玉県が提示する維持管理負担金の改定率を3パターン予想し、前述の経営戦略の改定結果を踏まえた下水道使用料の改定率を算出しました。

維持管理負担金の改定率(予想)	10%	20%	30%
小川町下水道使用料の改定率	26%	33%	39%

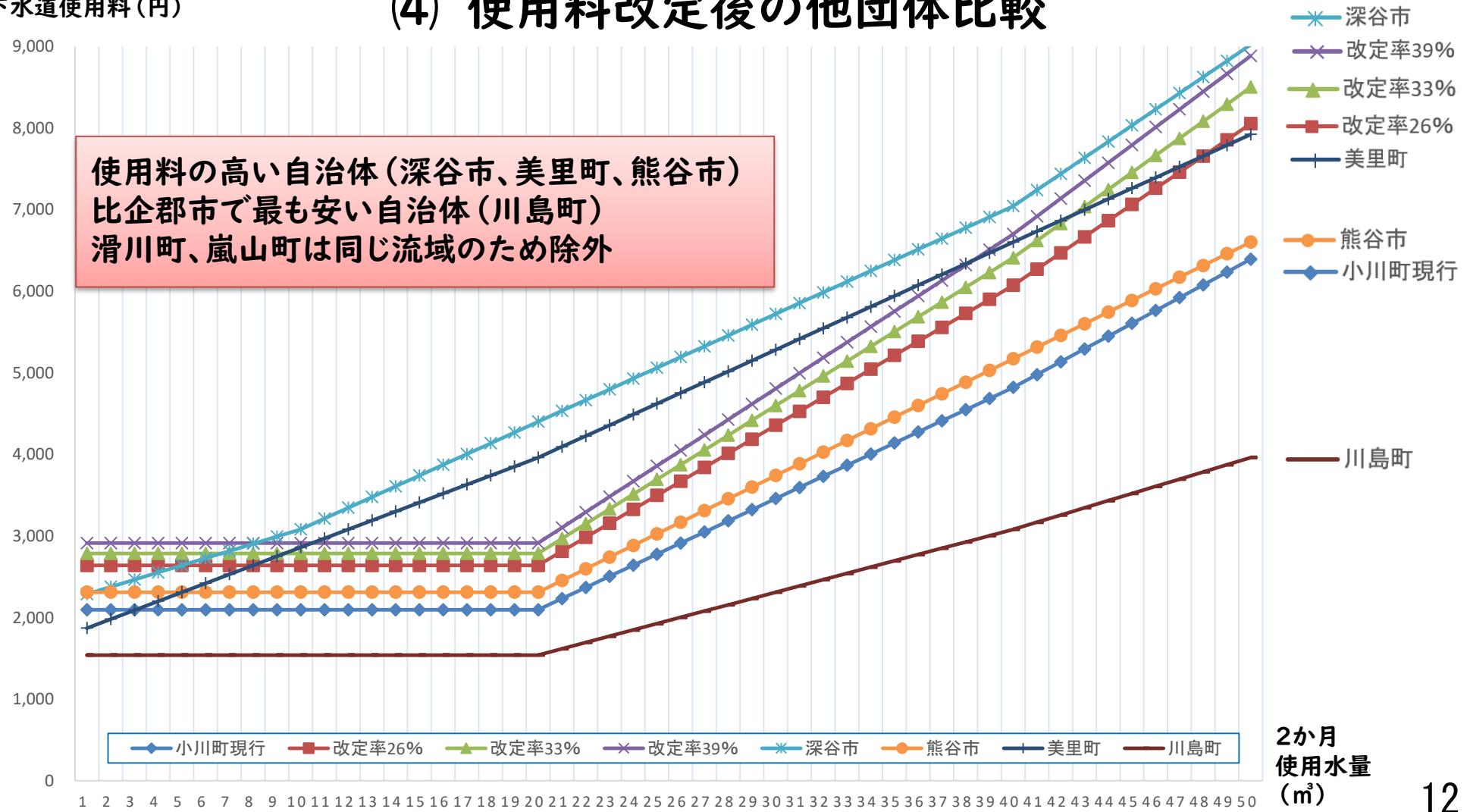
一般家庭における改定シミュレーション

世帯人員	2か月平均 使用水量(m ³)	下水道使用料(税込)2か月			
		現行	26%	33%	39%
1	16	2,095	2,639	2,786	2,912
		増加額	544	691	817
2	30	3,457	4,355	4,597	4,805
		増加額	898	1,140	1,348
3	40	4,819	6,071	6,409	6,698
		増加額	1,252	1,590	1,879
4	46	5,762	7,260	7,663	8,009
		増加額	1,498	1,901	2,247
5	56	7,334	9,240	9,754	10,194
		増加額	1,906	2,420	2,860

2 下水道使用料改定の検討

2か月
下水道使用料(円)

(4) 使用料改定後の他団体比較



2か月
使用水量
(m³)

3 農業集落排水施設使用料改定の検討

(I) 農業集落排水施設使用料 県内他団体との比較

農業集落排水使用料一覧（令和4年度決算の数値）

No	団体名	使用料体系		使用料(円) 税込	経営改善等 の取組み
		人数割	従量制		
1	熊谷市	○		4,180	
2	蓮田市	○		3,850	
3	松伏町	○		3,850	
4	美里町		○	3,741	下水道へ接続
5	久喜市	○		3,718	下水道へ接続
6	加須市		○	3,544	
7	深谷市		○	3,520	下水道へ接続
8	秩父市	○		3,520	
9	吉川市	○		3,520	
10	寄居町	○		3,421	
11	上里町	○		3,360	
12	本庄市	○		3,355	下水道へ接続
13	小川町	○		3,195	施設の統廃合
14	白岡市	○		3,190	
15	幸手市	○		3,190	
16	宮代町	○		3,039	
17	鴻巣市	○		3,025	
18	川越市	○		2,879	
19	日高市		○	2,761	下水道へ接続
20	滑川町		○	2,530	
21	吉見町		○	2,145	施設の統廃合
22	毛呂山町		○	1,925	
23	越生町		○	1,925	
24	鳩山町		○	1,925	

※使用人数の平均は2.66人のため、人数割は3人で計算

※従量制は、20m³/月で計算

農業集落排水事業は、公共下水道事業より経営がひっ迫している団体が多く、**施設の統廃合**や**下水道への接続**を行う団体が増加しています。

また、使用料体系を「**人数割**」から「**水道使用量に応じた従量制**」に見直すとともに使用料を改定(値上げ)する団体もあり、その動きは今後も続くと予想されます。

3 農業集落排水施設使用料改定の検討

(2) 使用料体系の比較

農業集落排水施設使用料の算出方法

区分	基本使用料 (1世帯当たり月額)	人数割使用料 (居住人員1人当たり月額)	割増使用料(月額) (税別)
一般家庭用	1,904円80銭	333円40銭	
事業所等	1,904円80銭	333円40銭	従業員数に応じた加算あり
飲食店、理容業等	1,904円80銭	333円40銭	952円40銭
その他の施設	2,857円20銭		年間水道使用量に応じた加算あり

- 世帯人員等に応じた「人数割」となっており、**使用水量は関係ない**（その他の施設を除く）

下水道使用料の算出方法

家庭排水その他		使用料(税別)
基本使用料(10m³まで)		952円50銭
従量使用料	10m³を超え20m³まで	123円80銭/m³
	20m³を超え30m³まで	142円90銭/m³
	30m³を超え50m³まで	161円90銭/m³
	50m³を超え100m³まで	180円95銭/m³
	100m³を超え200m³まで	200円 /m³
	200m³を超え400m³まで	219円 5銭/m³
	400m³を超え600m³まで	238円10銭/m³
	600m³を超える分	257円15銭/m³

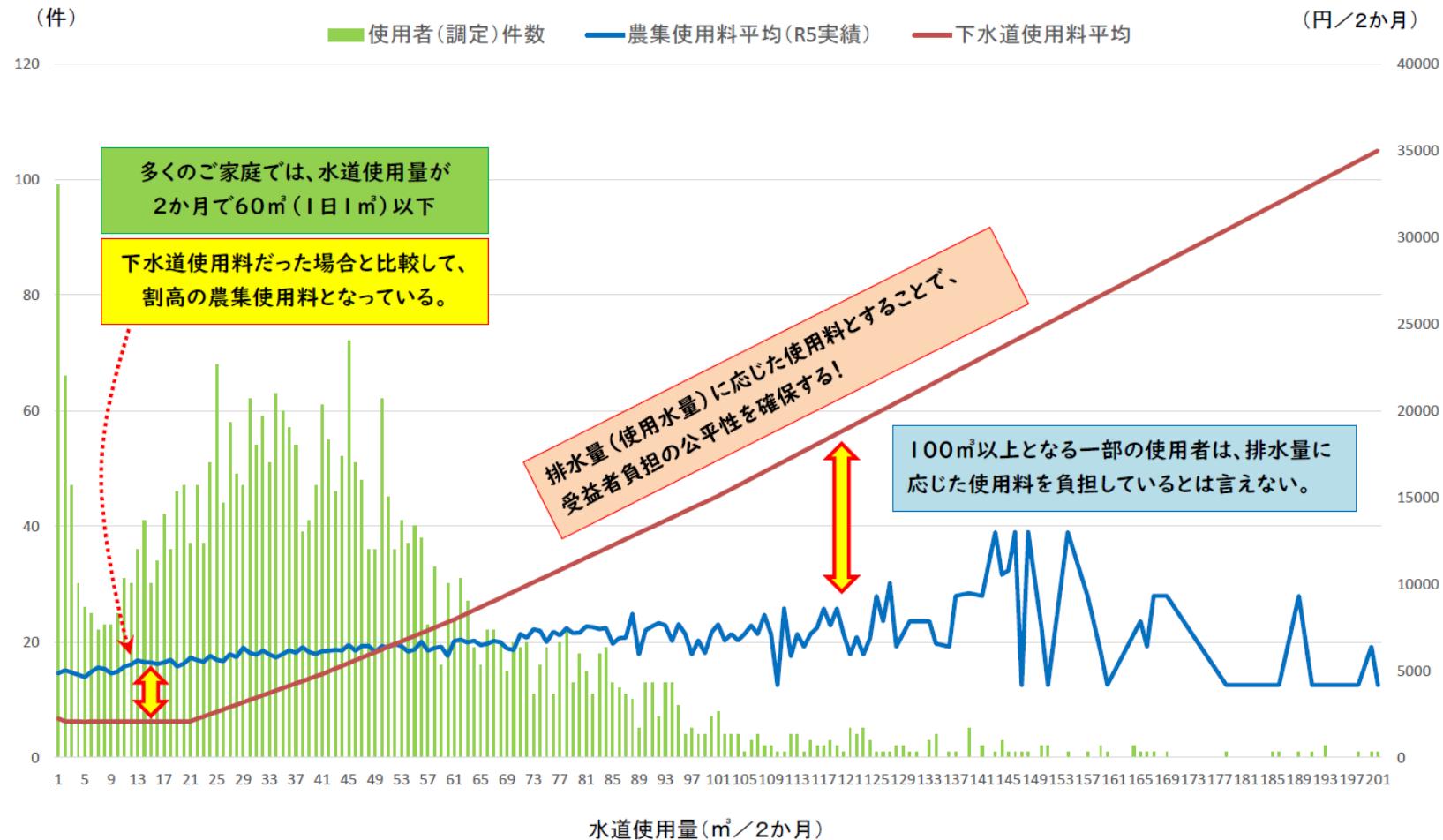
- 使用水量(汚水量)に応じた「従量制」となっており、**公平性が高い**。



農業集落排水利用者の
94%が一般家庭(生活排水)であり、農業に特化した使用者はいないため、**使用水量に応じた従量制に見直すことで受益者負担の公平性を高めることができます。**

3 農業集落排水施設使用料改定の検討

(3) 人数割から従量制に見直した場合のイメージ

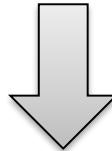


※ 従量制に見直した場合でも、町の使用料収入総額(年間約2千万円)は、ほぼ変わらない。

3 農業集落排水施設使用料改定の検討

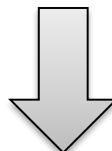
(4) 農業集落排水施設使用料の改定手順

I 現行の農業集落排水施設使用料（人数割）



世帯人員等に応じた「人数割」から、水道使用量に応じた「従量制」へ見直すことで、農業集落排水施設使用料の負担の公平性を高める。

2 下水道使用料と同じ体系（従量制）へ変更



従量制に見直しても町の使用料収入総額（年間約2千万円）は変わらないため、経営戦略の結果を踏まえ、下水道使用料と同様の改定を行うことで経営の安定化を図る。

3 下水道使用料の改定率と同様の改定を実施

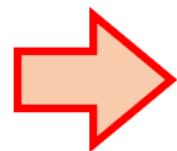
使用料の改定時期は、令和8年4月を予定しています。

下水道使用料の改定については、流域3町（小川町・嵐山町・滑川町）で足並みを揃えて令和8年4月を予定していることから、同様の時期を設定しました。

3 農業集落排水施設使用料改定の検討

(5) 農業集落排水施設使用料の改定シミュレーション

世帯人員	2か月平均 使用水量(m ³)	人数割
		現行の農業集落 排水使用料 (2か月分)
1	16	4,924
		増減額→
2	30	5,656
		増減額→
3	40	6,390
		増減額→
4	46	7,124
		増減額→
5	56	7,856
		増減額→
6	68	8,590
		増減額→



人数割から従量制へ変更

従量制
現行の下水道使 用料体系にした場 合
2,095
▲ 2,829
3,457
▲ 2,199
4,819
▲ 1,571
5,762
▲ 1,362
7,334
▲ 522
9,387
797



下水道使用料と同様の改定

従量制	改定率	
26%	33%	39%
2,639	2,786	2,912
▲ 2,285	▲ 2,138	▲ 2,012
4,355	4,597	4,805
▲ 1,301	▲ 1,059	▲ 851
6,071	6,409	6,698
▲ 319	19	308
7,260	7,663	8,009
136	539	885
9,240	9,754	10,194
1,384	1,898	2,338
11,827	12,484	13,047
3,237	3,894	4,457

世帯人員（使用水量）の少ない世帯ほど使用料負担が軽くなり、
多い世帯には相応の負担をお願いすることになります。

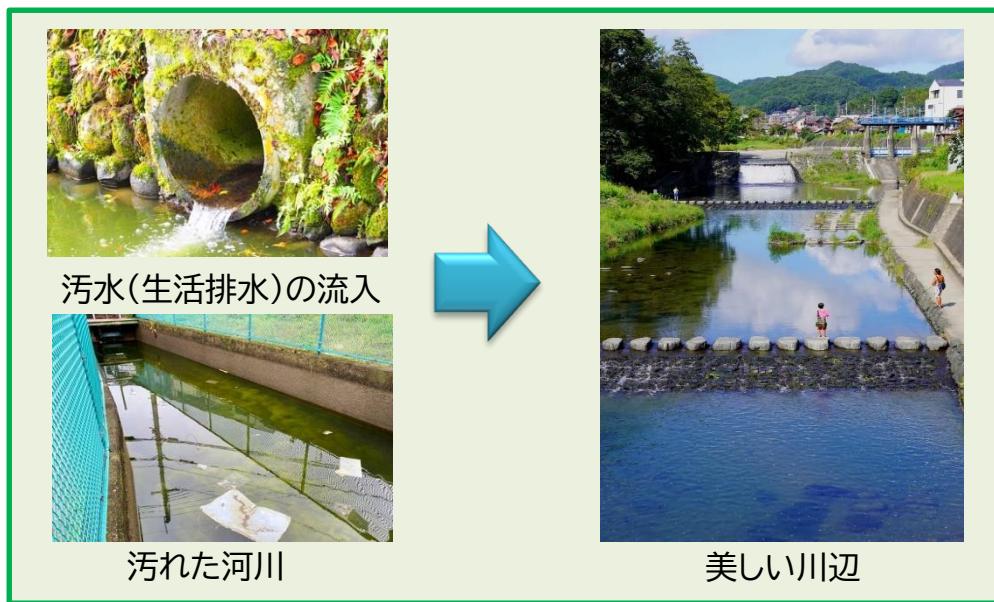
受益者負担の公平性

4 下水道事業の効果(人々の暮らしがどう変わったか)

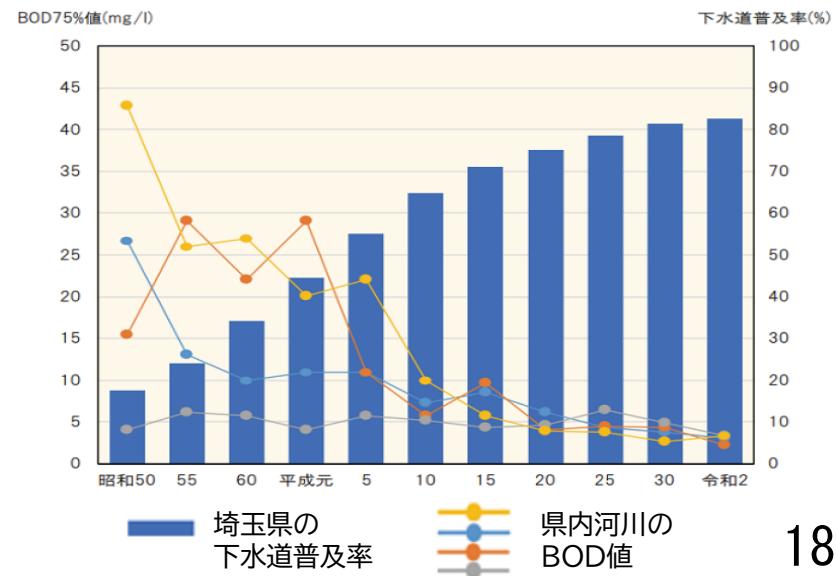
(1) 水洗化による生活環境の向上



(2) 水路・河川の水質改善



下水道の普及とともに
河川のBOD値は減少傾向にあります。



4 今後の予定

年 月	内 容	備 考
令和6年 8月22日	令和6年度第1回下水道事業審議会	経営戦略改定の概要説明
令和6年 9月	経営戦略改定についてパブリックコメント実施	
令和6年10月29日	経営戦略を改訂	
令和6年11月26日	令和6年度第2回下水道事業審議会	使用料改定について諮問
～ 令和7年 5月	令和6年度第●回下水道事業審議会 (複数回開催)	使用料改定について検討 使用料改定について答申
令和7年 9月	使用料改定に関する条例改正(案)の上程	
令和8年 4月	公共下水道、農業集落排水の使用料改定	

下水道は、地域社会の生活基盤を支える重要なインフラであり、一日も欠かすことなくサービスを提供し、安全で快適な生活環境を維持する必要があります。そのため、使用料改定につきましては、議会、審議会、住民に対して分かり易く丁寧な説明をさせて頂き、ご理解を賜りながら進めて参ります。